Ⅱ．事業評価個表

番号	措置名	交付金事業の名称		
	福祉対策措置	米飯給食費補助事業		
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		茨城県東海村		
交付金事業実施場所		東海村内各小中学校		
交付金事業の概要		学校給食において提供する米飯（東海村産米）の購入費用を補助します。		
総事業費		14,217,916	交付金充当額	9,213,000
			うち文部科学省分	0
			うち経済産業省分	9,213,000
交付金事業の成果目標		米飯給食は，「東海村食育推進行動計画」（平成25年度策定）において，「地産地消」の推進を図るために実施する具体的な事業として位置づけられており，本計画の中間評価（平成28年度実施・内部評価）においても，事業の継続が必要との評価であることから，引き続き事業を実施する必要があります。本事業の実施により，学校給食における週3回の米飯給食提供を維持し，食育の一環である「地産地消」の推進に寄与することで，もって村内児童生徒の福祉向上を図ります。		
交付金事業の成果指標		年間給食数における米飯給食提供数の割合60％を維持します。		
交付金事業の成果及び評価		給食提供日の約64％を米飯給食（東海村産米使用）で提供し，児童生徒の食育の推進に寄与することができました。また，48,315.83kgの米を給食米として購入したことにより，地元農家の支援，農業振興にも寄与することができました。平成30年度についても，米飯給食の安定的な提供と「食育」を推進するため，継続して事業を実施します。		

交付金事業の契約の概要

契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額
村立小中学校の学校給食における米飯を推進する	補助	東海村学校給食運営委員会	14,217,916

成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無	
特になし	
交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度	特に予定なし

（備考）（１）　事業ごとに作成すること。
（２）　番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
（３）　交付金事業の成果目標の欄は、電源用施設周辺地域整備法第１条に規定する同法の目的の趣旨を踏まえて具体的に記載すること。
（４）　交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。
（５）　交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。
（６）　交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。
（７）　成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、 第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。